

(年税29)

平成23年7月28日

都道府県医師会

年金・福祉担当理事 殿

日本医師会 常任理事

今 村 聡

東日本大震災に伴う日本医師会年金の特別措置に関する 日本医師会年金規程の一部改正について

日本医師会年金の事業運営につきましては、日頃よりご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日医年金では、東日本大震災で被災された加入者・受給者の皆様方に対しまして、すでに御案内の通り(平成23年5月12日付、年税9)、特別な対応を行っております。

今般、この特別措置の内容を添付の通り年金規程及び施行細則の附則として追加し、7月19日の理事会で承認されましたので、ご案内申し上げます。今回、緊急性が高かったため、年金規程の改正手続きが後になりましたことをお含みおき下さい。

なお、本件に関しては、10月23日の臨時代議員会で報告後、医師年金ホームページ及び日医ニュースに掲載し、来年3月に、決算報告書に同封して制度加入者に発送する予定です。

被災地の県医師会におかれましては、管下の地区医師会へのご周知方を、何卒宜しく願い申し上げます。

以上、ご対応のほど、宜しく願い申し上げます。

日本医師会年金規程 改正条文

(平成 23 年 7 月 19 日一部改正)

<日本医師会年金規程>

附則

(施行日)

第 1 条 この改正規程は、理事会決議の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

(東日本大震災被災者の傷病年金の受給事由の特例)

第 2 条 第 21 条の 2 の規定にかかわらず、岩手県、宮城県、福島県その他の被災地域に住所または通信先を有する加入者は、東日本大震災にかかる復興資金を必要とする場合であっても、養老年金のうちの加算部分の全部または一部を、傷病年金として受給することができる。

<日本医師会年金規程施行細則>

附則

(施行日)

第 1 条 この改正施行規則は、理事会決議の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

(東日本大震災被災者の手続の特例)

第 2 条 岩手県、宮城県、福島県その他の被災地域に住所または通信先を有する加入者または年金受給者のうち、第 15 条から第 18 条または第 20 条から第 25 条に規定する書類の提出が困難である場合については、当該書類の提出を省略することができる。

(なお、次回の規程改定時には、「災害時緊急時対応」の規定を設け、即座に対応できるようにする予定)